

改正派遣法に基づくマージン率等の情報提供

① 派遣労働者数	2名
② 派遣先の数	2社
③ 労働者派遣に関する料金の平均額	日額 ¥35,603
④ 派遣労働者の賃金平均額	日額 ¥19,747
⑤ マージン率	41.90%
⑥ 労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023年4月1日～2024年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	すべての派遣労働者
⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	キャリアコンサルティング窓口 電話または事務所内での相談可 電話:0294-36-4797 (担当 社長)
キャリアアップ教育訓練制度	別紙にて
⑧ その他	無期雇用の為、雇用保険・厚生年金・健康保険にご加入いただきます。

許可番号 派08-300454